

平成27年

目黒区教育委員会

第22回定例会会議録

(平成27年6月16日開催)

第22回目黒区教育委員会定例会会議録

開催年月日 平成27年6月16日

開催場所 教育委員会室

| | | |
|------|---------------|--------|
| 出席委員 | 教育委員会委員長 | 木村 肇 |
| | 教育委員会委員長職務代理者 | 小村 恵子 |
| | 教育委員会委員 | 笹尾 敦夫 |
| | 教育委員会委員 | 中山 ひとみ |
| | 教育委員会教育長 | 尾崎 富雄 |

| | | |
|------|--------------------|--------|
| 出席職員 | 教育次長 | 関根 義孝 |
| | 教育政策課長（学校統合推進課長兼務） | |
| | | 山野井 司 |
| | 学校運営課長 | 佐藤 欣哉 |
| | 学校施設計画課長 | 照井 美奈子 |
| | 教育指導課長 | 佐伯 英徳 |
| | 教職員・教育活動課長 | 濱下 正樹 |
| | めぐろ学校サポートセンター長 | 増田 武 |
| | 統括指導主事 | 細田 真司 |
| | 統括指導主事 | 和田 孝 |
| | 生涯学習課長 | 金元 伸太郎 |
| | 八雲中央図書館長 | 大迫 忠義 |

| | | |
|----|--|--------|
| 書記 | | 鈴木 敏由起 |
| | | 山東 隆博 |

(午前9時30分開会)

○委員長 それでは、第22回目黒区教育委員会定例会を開会いたします。
 本日の欠席委員、欠席職員はございません。署名委員は笹尾委員です。

 それでは、日程第1を議題とします。この案件は個人情報に関する案件ですので、目黒区教育委員会会議規則第13条第1項ただし書きの規定に基づき、秘密会で審議することを発議します。それでは、同条第2項の規定に基づき、討論を行うことなしに、直ちに可否を諮ります。

 秘密会とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○委員長 それでは、日程第1については、秘密会で審議することといたします。この報告の関係者以外は退席をしてください。

(午前9時31分、秘密会入る)

(午前9時49分、秘密会終わる。)

○委員長 ここから先は会議を公開といたします。退席した関係者もお入りください。

(関係者入場)

○委員長 ただいま傍聴の申請がありましたのでお諮りいたします。傍聴を許可したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(各委員同意)

○委員長 それでは、傍聴を許可することといたします。なお、以後、傍聴の申請があった場合には、その都度、許可することとし、委員の皆様にはお伝えすることはいたしません。

 それでは、日程第2を議題といたします

(日程第2 平成26年度目黒区立学校におけるいじめの状況について(報告事項))

○説明員 (資料により説明)

○委員長 この件についてご質問等ございますか。

○委員 いじめに関しては、保護者としても、色々な事件が起こっていますし、すごく関心があるところだと思います。特に件数は全体的にどこもそうですけれども、減っていると思いますが、このように、特に小学校が昨年度とても多かったなと思います。もちろん目黒区でもいじめの早期発見、早期対応・防止や、その対策委員会、それから子ども会議も行っていますし、アンケートも行っているわけですけれども、本当に未然防止ということがとても大事だと思います。もちろん早期発見もですけれども、そうならないクラスの雰囲気づくりというか、平成26年度もそうですけれども、とにかくいじめの対応としては、冷やかしやからかい、悪口、嫌なことを言われるということが、一番多いですし、そういうことを言わないクラスの環境づくりをすることが大事だと思います。例えば平成26年の2月に、いじめ防止教育プログラムができて、教員の方にも研修されていると思いますが、具体的に小学校でそういったプログラムを行っている事例などは、あるのでしょうか。昨年度の2月にできたので、今年度行う予定などはありますか。

○説明員 委員ご指摘の学習プログラム、この2月に出て、それに向けた取り組みを、自治体ごとに行っていると認識しております。

本区におきましては、プログラムを取り入れたという形では、今のところまだその予定はございません。目黒区の場合、とにかく人権教育については、かなり長年取り組んでいて、人権教育のプログラムを活用、また区としても、人権尊重教育の推進委員会というのを立ち上げておりまして、昨年、小学校、中学校ともに、都の人権尊重教育推進校という形で指定を受けて、取り組んでおります。

具体的には、昨年度は中目黒小学校、第八中学校について、国の人権尊重の推進の指定を受けて、取り組んでおります。

今年度につきましては、第八中学校が2年間、それから東根小学校についても同様に、2年間の指定を受けて取り組んでいます。ほかの学校、その指定を受けていない学校についても、やはり教

育の基盤となる人権意識をしっかりと磨いた形での人権教育という部分に力を入れて、子どもを大切にす、また子どもの呼び方だったり、さまざまな学校生活における人権に配慮した指導というのを、今後もより一層充実させていきたいと思っております。

これも、いじめを許さない学校づくりのためには、まず教員が人権感覚をしっかりと磨いて、児童生徒の指導に当たるということは、何よりも大事ですので、当然そういった教員の姿勢が子どもに伝わり、学校全体でそういったいじめだけではない人権という部分、相手を大事にしていくんだという部分、その気運をさらに醸成させていきたいと考えております。

○委員

それでは、何点かお伺いしたいと思いますけれども、まず、いじめの認知件数、それから学年別、内訳が2の(1)に書かれておりますけれども、この件数は今、小学校、中学校とも、いずれも減少していて、学校経営者、教職員、それから教育委員会事務局の支援が、功を奏してきたと評価をしております。特に中学校では、対前年と比べますと、13人減っていますね。それから、学年でいうと3年生については、2年間続けていじめがないと捉えられますけれども、この見解、あるいはお考えがあれば、まず1点目に聞いておきたいと思えます。

それから、2点目は、先ほど丁寧な説明がありましたが、3ページからのいじめの認知事例の総括表で、小学校と中学校がありますが、小学校のアンケートの件数は、全体の件数が32件のうちの2件ですよ。小学生は約8,400人いるわけですので、それを3回繰り返しているんですよ。だから2万5,000件のアンケートで2件ということについて、これは1年前から指摘をさせていただいていますが、先ほどの説明の中では、9月に行うものを無記名の方で検討中と説明がありましたが、なぜ結論がいまだに出ないのかを聞いておきたいと思えます。

それから、文教・子ども委員会に報告をしていくということで、ちょっと細かい話になって恐縮ですけれども、4ページの上のところ、前のページのタイトルを引っ張ってこない、ここを見るときに、どのタイトルかよくわからないので、資料を修正していただきたいと思えます。

それから、これも前から申し上げているんですけれども、いじめ問題を考える子ども会議のあり方ですけれども、ここに来て回数を重ねてきていて、検証がどうなっているのかということなんです。

そもその目的としては、子どもたちがいじめ問題に真剣に向き合うということ、それから本音で語り合う、それからより活発な意見交流ができるという、利点を使って、今の形になりましたが、本当に実態がそうなのかどうかは、やはりきちんと検証した上で、今年度の取り組みを考えるべきだと思いますけれども、どのようにお考えになっているのかをお伺いしておきたいと思っております。

○説明員

まず1点目の中学校のいじめの認知件数が、25年度の19件に対して、26年度が6件と減少した事由でございますが、さまざまな事由があらうかと捉えております。

まず、先ほど出ましたのは、いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議、主に中学校について、生徒会がかなりそこに入り込んで、学校全体としていじめをなくすためにどうするかという、一つの生徒会活動が定着している学校が複数校ございます。教員からのさまざまな指導はあるわけですが、子どもたちの声で、子どもたちからそういった気運を盛り上げて、さまざまなメッセージを掲示したり等々で、生徒会活動として取り組んでいる。さらに自分たちのこととして取り組んだ結果、着実に減少していると捉えております。

また、3年生について申し上げますと、ここは経年比較といえますか、24年度に、実は16件認知された1年生、それが25年度で11件になり、そして26年度では認知件数0件ということになっております。着実にいじめ発生について、しっかり学校が受けとめて、中学校の場合、生活指導部が組織的に取り組み、生活指導がある程度確立しておりますので、担任一人が抱えるのではなく、さまざまな課題を学年で共有し、学校全体で、対策を検討していくという部分については、中学校の組織という点について、そういったノウハウを小学校に伝えていく。ただ、どうしても学級担任制という部分がございますので、担任でその情報がとまってしまうというケースが、往々にしてあります。そういった部分については、校長会あるいは生活指導主任会等で、その部分について指導してまいりたいと考えております。

続いて、2点目のアンケートにつきましてでございますが、無記名のアンケートは現在、中身の検討に入っております。無記名で行うアンケートと記名によるアンケートは、それぞれのアンケート項目も当然変わってくるのではないかと考えておまして、

これまで行ってきた記名によるアンケート、これは東京都のアンケートをもとにして、各学校が学校に合うよう修正し、実施をしております。無記名によるアンケートによって、認知できていないものについて、早く発見をするというためのものがございますので、内容項目についての検討を図っておりますので、できるだけ早期に本委員会で提案したいと考えております。

続いて、資料のご指摘、申しわけございませんでした。4ページの上段に項目をつけたものを、文教・子ども委員会に報告をいたします。

それから、4点目のいじめ問題を考えるめぐろ子ども会議のあり方でございますが、現在、昨年度までの会議等で検証し、参加人数や形態、あるいは当日のみならず事前事後の取り組みのあり方等、今年度の会議についての検討をアンケートとあわせて行っているところでございます。きちんと検証した上で、子ども会議のあり方、内容等も含めて、今現在見直しているところでございます。アンケートとあわせて、できるだけ早い段階で提案させていただきたいと存じます。

○委員

ありがとうございました。今回いじめの定義を、平成25年に策定された、いじめ防止対策推進法に基づいた定義に変えたわけですが、重たいと感じています。

特に、インターネットを通じて行われているものを含むという、ここの闇の部分、認知していくかというのは、これは非常に難しい問題だと思っております。本来は家庭教育の中で、しっかりと教育していただく、そして学校教育としても取り組んでいく、そして教育委員会事務局としても、そのインターネットの部分を支援していくということは当然あるわけですが、このインターネットを通じて行われるものを含むものが、いじめの定義に新しく入ってきたわけです。

ですから、これまでの本区での取り組みを、さらにこれを踏まえて見直していく点があるのか、ないのか、それは議会でも聞かれると思っておりますので、その点についてどういうお考えを持っているのかということが1点と、それから、2点目は繰り返しになりますけれども、いじめ問題を考える子ども会議についての目的が、確かに真剣に向き合っていることは、私もそれはそういう認識です。ただ、本音で語り合っているか、あるいは活発に意見交流ができていないか、それから、児童生徒に当事者意識を持たせて

いるか、そういった何点かの着目すべき項目があると思いますので、そういった点について、PDCAサイクルをきちんと回して、再度見直しをしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○説明員

まず、1点目のいじめの定義の中の、このインターネットを通じて行われるものということでございますが、従前よりいじめの対応の中の、資料でいいますと⑧番に、パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされるといふ、かなり具体的な記述で、対応の1つとしてございます。

26年度については、小中学校とも1件も発生はしておりませんが、委員ご指摘のとおり、これについては一度発生してしまうと、その後の対応というのが極めて難しいわけで、そういった情報が拡散して、回収不可能になってしまうという、インターネットの恐ろしさがございます。そういった部分でも、情報モラル教育の一層の推進をしながら、未然防止について力を入れていく必要があると認識しております。

現在、昨年度実施した携帯電話、それからスマートフォンに関するアンケートに基づいた使用指針の見直し、改定作業に入っております。それを改めて、そういった視点も盛り込みながら、指針を定め、さらにいじめに関しての、特にインターネットにかかわるものについては、今後、未然防止のための指導を、各学校に指示をしてまいりたいと考えております。

それから、2点目の子ども会議につきましては、ご指摘のとおり、いかに子どもたちが当事者意識を持って、本音でより活発な形で、会議の場に臨めて意見交換できるか。そのためには、会に進む事前の取り組み、そして当日の進行の仕方、それから事後、持ち帰ったところでの各学校での生かし方、その3点についてしっかり押さえて、改めてその中身についてを検討してまいりたいと思います。もちろん、また今年度実施したものを、もう一度改めて評価をし、よりよい子ども会議、実効性のある子ども会議にしてまいりたいと考えております。

○委員

ありがとうございました。最後、要望になるんですが、今説明のあった、いじめの対応の⑧の、パソコンや携帯電話等で誹謗中傷、いやなことをされるといふのは、確かに件数としては極めて少ないわけですが、これをどう読むかというのは、非常に奥深いものがあって、つまり、いじめの発見の端緒のお

り、小学校に関していえば、32件中9件が学級担任、それから15件が保護者からの訴えということなので、インターネットを通じてのいじめは、これは学校の担任もなかなか入りにくい、それから、保護者もそこまでは入りにくいところなので、これはここに隠されているものがある可能性が、否定できないと思います。その点も踏まえて、今後十分対応していただきたいと思います。

○委員

小学校の昨年度の件数で、4年生に14件と少し多いと思います。年度の比較でいくと、24年度は2年生ですから3件、25年度は3年生で1件、そして昨年度は4年生で14件と、昨年度すごく増えたということです。これは4年生という年代の難しさが影響しているのか、学校によって何か影響、原因になっているのでしょうか。あと、小学生で6番のいじめの態様が、気になります。冷やかしやからかいとは、次元が違ってくる内容と思いますが、そのあたりはどのように分析されているのでしょうか。

○説明員

まず、1点目の小学校4年生の14件という認知件数につきましてでございますが、担当としてもこの中身を一件一件確認をいたしました。

例えば、3年生から4年生、クラス分けをしているのか、そのまま持ち上がっているのか、あるいはその担任が若手が多いのか、ベテランが多いのかということ、全て調査をしました。ただ、今申し上げた持ち上がっている、あるいはこの担任が若手が多い等そういう傾向は見られませんでした。

そうなりますと、先ほど、冒頭申し上げましたように、複数の学校で、昨年の4年生の学級状態が余りよくなかったという学校が複数ありまして、学級全体が落ち着かない中で、いじめが発生してしまったと捉えております。

まず学級が安定して、しっかり自分の居場所があるという、落ち着いた学級環境、その中で子どもたちの人間関係が円滑に進んでいくという、まさに基本になる部分が大切だと思っております。

続いて、6番のいじめの態様、確かにほかの部分とは異質な、金品を隠されたり、盗まれたりという部分と、物を壊されたり捨てられたりという、4つのいじめの形態が含まれてしまっています。全て金品を隠されたということではなく、小学校については、やはり物を壊されたり、文房具を捨てられたりとか、そういった、物に関してのいじめがほとんどでございます。金品についてという事案ではございません。文部科学省の児童生徒の問題行動等

生徒指導上の諸問題に関する調査の対応に合わせていますので、どうしても件数として入っておるところでございます。

○委員 私からも1点なんですが、いじめを発見する端緒になったのが、学級担任は小学校も中学校も大体30パーセント程度です。中学校になると、本人からの訴えで気づくことになるという、訴える力が出てくるわけですけれども、小学校のときには、保護者からの訴えがほとんど半数です。

そうすると、保護者も巻き込んで対応するというようになって、それだけ労力を、解決までかなりの労力を要することになると感じてしまいます。

やはり、できるだけほかのアンテナが鋭敏に働いて、保護者からの訴えで気づくというのを、少なくするようにしないと、恐らく現場の先生方も教育委員会も、これから労力をまた使うことになるのかなと思っていますが、いかがでしょうか。

○説明員 いじめについて、なかなか見つけるのが難しいという部分のご指摘は、そのとおりでございまして、先ほどもご指摘ありました、特にインターネット、スマートフォン、LINEであるとか、そういういじめについて、なかなか見つけることが困難です。

それだけではなくて、いじめそのものについても、いじめられている子どもたちは、それを必死に隠そうとします。担任だけではなくて、それを保護者にもそのことを、とにかく隠そうとしますので、それをよほど注意をして見ないと、本当に見つけることが非常に困難であります。

いじめはあくまで認知件数ということですので、発生件数ではないということ、それを改めてしっかり認識した上で、なかなか見つけるのが難しいと感じています。

したがって、そういったちょっとした子どもたちの言動についても、鋭く察知できる部分での人権感覚だったり、そういった目を養っていくということは、極めて重要だと考えております。すぐに目を養うことは難しいわけですが、そういった事例研究、校内研修、また、めぐろ学校サポートセンターでも研修を行っておりますので、そういった地道な努力を積んで、指導力を高めていきたいと思っています。

先ほど出ましたアンケートについても、どうしても記名式になりますと、今のいじめが出てこない、少し前のいじめについては、そこから出されるわけですけれども、今起こっているいじめを見

つけるためには、無記名によるアンケートが有効な手立てと考えるので、あらゆる手立てを考え、いち早くいじめを見つける早期発見にまず努め、そして発覚した際には、初期対応をきちんと行うことに、より一層努力してまいりたいと考えております。

○委員 私が生徒会の存在と申しますか、この活動の成果によって、いじめに対する対応が、子どもたち自身の中から、いじめはやめましょう、という動きになるという意味で、受け取ったのですけれども、私自身の小学校時代の経験を踏まえて考えてみますと、仲間同士の活動をするという経験は、非常に小学生時代、中学生時代は、子どもたちに大きい影響を与えるという気がしております。先ほどご報告のあった生徒会という存在が、ある程度いじめを抑える役割をしているということについて、非常に同感した次第です。

ただ、生徒会活動というのは、難しい面はあると思いますけれども、教育委員会として、こういった生徒会活動を熱心にやっている学校と、生徒会と何らかの接触を持つとか、そういうような機会を少し増やしていただいて、それで彼らのプラスになるような方向性を、我々からアドバイスできれば、子どもたちの教育委員会なり、区に対する信頼感が少し醸成されると期待しております。

○委員長 その他ご質問等ございますか。

特にないようですので、この報告を受けました。

続きまして、日程第3を議題とします。

(日程第3 平成26年度目黒区立学校における不登校の状況について(報告事項))

○説明員 (資料により説明)

○委員長 この件についてご質問等ございますか。

○委員 それでは、2点ほどお伺いしたいと思います。まず不登校の理由で、これは毎年聞いていますが、不安などの情緒的混乱というのが、よくわかるようで、わかりません。不登校の定義が1番にあります。病気や経済的な理由は除くということなので、この情緒的混乱などの理由の児童生徒は、特に診療内科に通っているとか、あるいは医師の診断書が出ていないという理解でいいのかどうかというのが1点と、2点目は不登校児童生徒及び学年別の

内訳が2番にあります。そのうちの小学校ですけれども、5年生から6年生には、5年生で6人いて、6年生が引き続き前年度から継続していて、新たに6人増えたということですね。そういう意味だと思いますが、4年生から5年生に継続していく数が、4年生で3人不登校の子がいて、5年生になって継続している児童が、4人に増えています。表の見方を教えてください。

○説明員　　まず1点目の、不安などの情緒的混乱につきましてのご質疑ですけれども、こちらにつきましては、診断が出ているわけではなく、通院という形で病気と整理しているものはございません。

例えば、お子様に対する保護者の方の愛情不足ですとか、あるいは保護者と死別、あるいは家庭内のトラブルですとか、そういった情緒的な意味での混乱が生じているものでございます。

2点目でございます。5年生から6年生につきまして、多くなっている状況でございますけれども、こちらにつきましては、特にこの年代につきまして、第2次成長期などに差しかかるということで、心の悩みが生じやすくなるのではないかと認識してございます。5年生から生じる悩みの多く発生することにつきましては、現在、5年生についてのスクールカウンセラー全員面接などを行っておりますので、より不登校につながらないように、事前に対処していければと存じております。

○委員　　質問の仕方がまずかったのかもわかりませんが、まず2点目から先にいきますけれども、4年生で平成26年度は3人いたわけですね。5年生は、4年生から引き続いて上がっていくわけですね。4年生で3人しかいないにもかかわらず、前年度から引き継ぎ継続している児童生徒数が4人に増えています。この表の見方が1点目です。

それから、2点目が今、情緒的混乱の一例として、保護者の愛情不足、死別、それから家庭内のさまざまなトラブルがあって、情緒的混乱を来しているという聞きえたんですけれども、こうしたお子さんのケアといいますか、医学的ケアというのは必要はないという、そういう理解での表のつくりなんでしょうか。

○説明員　　まず1点目の、1ページの2番の表の4年生から5年生というところでございますけれども、25年度の4年生が学年進行によりまして、26年度は5年生に上がりますので、特にこの表といたしましては、問題ないと思います。

○委員　　25年度の6人のうち26年度に継続したのは4人に減って

いるから、2人解決したということですか。

○説明員 25年度の4年生の6人のうち、2人につきましては問題は解消したものでございます。失礼いたしました。

2点目につきまして、不安などの情緒的障害を生じていらっしゃるお子様につきましては、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが、課題に応じまして対応し、取り組んでおります。

○委員 不登校は非常に解消するのが難しいわけですが、2ページ目に不登校の解消状況で、「登校できるようになった」が合わせて17人、20パーセント、そして「好ましい変化」が見られるというのも、33人おられるわけですが、これはどういう対応をしたら効果的であったかということについての検討の結果があれば教えていただきたいです。

○説明員 まず、「登校できるようになった」と「好ましい変化が見られる」の定義は、どういったものを含むかでございますけれども、登校できるようになった場合につきましては、例えば特定教科だけでも教室に入って、授業を受けることができたとか、教室で給食を食べることができた、あるいは断続的でも、別室登校ができるようになったものを含んでおります。

また、好ましい変化が見られるものにつきましては、家庭生活のリズムが改善された、友達と交流することができるようになったというものがございます。

4番の表にございますように、まず担任の先生の取組みが、どのお子様にもあるということで、こちらの取組みとして評価できるものがございます。また、スクールソーシャルワーカーなどにつきましても、随時、課題につきまして取り組んでおります。

○委員長 取り組んでいる数ではなくて、取り組んだもののうち、どのくらい効果があったかということを知れば、それに重点を置けばいいのではないかという質問です。

取り組んでいる状況ではなくて、取り組んだもののうち、どれが効果的であったかという質問なんです。

○説明員 めぐるエミールの場合ですと、中学生につきましては、定期考査時には原籍校へ戻させまして、試験を受けるよう促したり、あるいはまた、定期的に登校刺激を与えることによりまして、年度末に向けまして、学校へ復帰を目指しております。

○委員 それで、22人おられたわけですね、中学校は。そのうち何人

ぐらいが、一部でも授業を受けられるようになったかというのを知りたいわけです。通っている数ではなく、効果を知りたいのです。

ですから、この次にどの部分に力を入れていったらいいか、この不登校という難題に対して、どれに重点を置くのか。当然全部が大事ですけども、効果的手段を知りたいという気持ちがあるから質問しました。

○説明員 総括的なデータとしてはないので、資料につきましては、今後作成いたします。

○委員 ぜひ、よろしくお願いいたします。

それから、もう1つ、メンタルフレンドというのは、この対応状況の中のどの区分に入るのでしょうか。

○説明員 こちらは、めぐろエミールの一環として行っておりますので、こちらで取り組んでいる内容でございます。

○委員長 その他ご質問等ございますか。

特にないようですので、この報告を受けました。

続きまして、日程第4を議題とします。

(日程第4 学校給食使用前食材等の放射性物質検査の結果について(報告事項))

○説明員 (資料により説明)

○委員長 この件についてご質問等ございますか。

特にないようですので、この報告を受けました。

ほかにごございますでしょうか。

(資料配布 ・旧第六中学校跡地の活用素案について)

○説明員 資料配布のご説明をさせていただきたいと存じます。

旧第六中学校の跡地の活用素案ということで、関係いたします企画総務委員会、生活福祉委員会、そして文教・子ども委員会に、6月11日にそれぞれ報告がなされてございます。その際に認可保育所の関係がございまして、文教・子ども委員会にも報告がなされておりますので、その資料を配布させていただきました。

概要だけご説明をいたしますけれども、資料をお開きいただきますと、図面がついていると存じます。第六中学校の跡地の、都

市計画道路を挟んだ南側跡地でございますけれども、こちらが約2,800平米ございまして、ここを2つに分けまして、定期借地権を活用して、特別養護老人ホーム、これは定員90人以上、それから定員70人以上の認可保育所、この整備を図るという内容でございます。

それから、資料の裏面の3番、こちらは文教・子ども委員会では特に説明はございませんでしたが、北側でございます、スマイルプラザ中央町は、旧第六中学校の当時の校舎を使ってございましてけれども、将来的にここを建てかえをすることも考えられるので、その建てかえに影響を及ぼさない形で、障害者の通所施設を移転整備するという内容でございます。詳細については、後ほどご参照いただければと存じます。

以上でございます。

○委員長

ありがとうございました。

他に何かございますか。特にないようですので、以上で本日の定例会を閉会いたします。

(午前10時31分閉会)